

議案第81号

西脇市奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について

西脇市奨学金貸付条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年11月30日

西脇市長 片山象三

(理由)

西脇市奨学金貸付制度の利用者数減少及び独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸付制度の充実に伴い、西脇市奨学金貸付制度を廃止する。

西脇市奨学金貸付条例を廃止する条例

西脇市奨学金貸付条例（平成17年西脇市条例第 148号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の西脇市奨学金貸付条例の規定により貸付けを受けた奨学金の返還については、なお従前の例による。